





八 人に対し、債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること。

九 金錢貸付業務（金錢の貸付け又は金錢の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これ

らず、預金又は貯金の受入れをすることを要求すること。  
十三 正当な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供している者に対してし、その意思に反して、これらの明渡しを要求すること。

地等」という。)について、その全部又は一部を占拠することと、当該土地等又はその周辺に自己の氏名を表示することその他の方法により、当該土地等の所有又は占有に関与していることを殊更に示すこと(以下この号において「支配の表示」といふ)を行ふ、当該

いて「支離の詰示」といふことを行ひ、當詰示は土地等の所有者に対する債権を有する者又は該土地等の所有権その他該土地等につき使用若しくは収益をする権利若しくは該土地等に係る担保権を有し、若しくはこれらの権利を取得しようとする者に対し、その者が

拒絶しているにもかかわらず、当該土地等についての支配の誇示をやめることとの対償として、明渡し料その他これに類する名目で金品等の供与を要求すること。

(昭和二十七年法律第二百七十九号) 第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。次号において同じ。)に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地(同条第一号に規定する宅地をいう)若しくは建物(以下のこの号及び次号において「宅地等」という。)

の売買若しくは交換をすること又は宅地等の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をするなどを要求すること。

要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。

十八 集会施設その他不特定の者が利用する施

せん（以下この号において「買取り等」といいう。）を要求し、株式会社の取締役、執行役若しくは監査役若しくは株主（以下この号において「取締役等」という。）に対してその者が拒絶しているにもかかわらず当該株式会社の株式の買取り等を要求し、又は株式会社の取締役等に対して買取りの価格その他の買取り等の条件として当該取締役等が示していする事項に反して著しく有利な条件による当該株式会社の株式の買取り等を要求すること。  
十二 預金又は貯金の受入れに係る業務を當業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず

十八 集会施設その他不特定の者が利用する施設であつて、暴力団の示威行事（暴力団が開催する行事であつて、多数の暴力団員が参加することにより、当該施設の他の利用者又は付近の住民その他の者に当該暴力団の威力を

示すこととなるものをいう。)の用に供されるおそれがあるとして国家公安委員会

規則で定めるものの管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利

用させることを要求すること。  
十九人（行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者を除く。）

わらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ　自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）

ロ　法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、執行役員等といふこととする）

顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。)となつてゐるもの  
自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(口に該当するものを除く。)

二十二 行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の

要件に該当するにもかかわらず、當該試験等をしないことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、當該不利益処分をすることを要求すること。

契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。」又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）に対し、当該国等が行う売買、貸借、請負その他契約（以下二〇〇〇年六月三十日までに施行される法律による規制の適用を受けないものに限る。）（以下この条及び第三十二条第一項に規定する契約を除く。）

（其の次）この多方面で第三回第一回において「売買等の契約」という。に係る入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参加資格（入札の参加者の資格をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が

指名基準（入札参加資格を有する者のうちから入札に参加する者を指名する場合の基準をいう。同号において同じ。）に適合する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の関係者を当該入札に参加させることを要求すること。

二十四 国等に対し、当該国等が行う売買等の契約に係る入札について、特定の者が入札参加資格を有する者（指名基準に適合しない者を除く。）であり、又は特定の者が指名基準

に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことを要求すること。

2  
る。  
る行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員又は当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員に対して暴力的要要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことを防止するため必要な事項を命ずることができ

その系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要挙行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆しつけ、又は人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等若しくはその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要挙行為をすることを助けてはならない。

(準暴力的要挙行為の要挙等に対する措置)

**第十二条の四** 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に二度して同条の規定に

五 指定暴力團員との間で、その所属する指定暴力團等の威力を示すことが容認される。この対價として金品等を支払うことを合意している者 当該指定暴力團等の威力を示すことを常習する者で次の各号のいづれかに該当する者は、当該指定暴力團等又はその系列上位指定暴力團等に係る準暴力的 requirement行為をしてはならぬ。

**第十一條** 公安委員会は、指定暴力團員が暴力的  
要求行為をしており、その相手方の生活の平穏  
又は業務の遂行の平穏が害されていると認める  
場合には、当該指定暴力團員に対し、当該暴力  
的 requirement 行為を中止することを命じ、又は当該暴  
力的 requirement 行為が中止されることを確保するため  
に必要な事項を命ずることができる。

**第十二條** 公安委員会は、指定暴力團員が暴力的 requirement 行  
為をした場合において、当該指定暴力團員が更  
に反復して当該暴力的 requirement 行為と類似の暴力的  
requirement 行為をするおそれがあると認めるときは、  
当該指定暴力團員に対し、一年を超えない範囲  
内で期間を定めて、暴力的 requirement 行為が行われる  
ことを防止するために必要な事項を命ずること  
ができる。

三 団員

四 指定暴力団員の上位指定暴力団員 指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の活動に係る事項について他の指定暴力団員から指示又は命令を受ける地位にある場合における当該他の指定暴力団員をいう。(以下この条において同じ。)の繩張の設定又は維持の業務

五 前号に掲げるもののほか、当該指定暴力団員の上位指定暴力団員の業務であつて、収益を目的とするもの(準暴力的的要求行為の要求等の禁止)を目的とするもの(準暴力的的要求行為の要求等の禁止)

六 第十二条の三 指定暴力団員は、人に対しても当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等若しくは

二 賴又は唆しの相手方である指定暴力団員の所属する指定暴力団等

三 第十二条第二項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して三年を経過しないもの。当該命令の原因となつた準暴力的 requirement 行為においてその者が威力を示した指定暴力団等

四 前条第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該指示がされた日から起算して三年を経過しないもの。当該指示に係る第十二条の三の規定に違反する行為をした指定暴力団員の所属する指定暴力団等

（準暴力的要要求行為に対する措置）

**第十二条の六** 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的要要求行為が行われており、その内容が手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該準暴力的要要求行為をしていいる者に對し、当該準暴力的要要求行為を中止することを命じ、又は当該準暴力的要要求行為が中止されることを確保するためには、その他の従業者、使用者その他の団体等の指定暴力団員がそれぞれ当該各号に定める指定暴力団員である場合に限る。）、ハ、当該指定暴力団等の威力を示すことによって警習とする者で前三号のいずれかに該当するもの





ことの代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。)をする強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならない。

規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆すこと若しくは他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するために必要な事項を命ずることができる。  
  
**(少年に対する入れ墨の強要等の禁止)**  
**第二十四条** 指定暴力団員は、少年に対して入れ墨を施す、少年に対する入れ墨を受けることなどを

**第二十八条** 公安委員会は、暴力団から離脱する意志を有する者（以下この条において「離脱希望者」という。）その他関係者を対象として、離脱希望者を就業環境に円滑に適応させることの促進、離脱希望者から脅迫者に対する妨害する行為の予防及び離脱希望者に対する補助などの援助を行う旨を定めた。

### 第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

(損害賠償請求等の妨害の禁止)

**第二十一条** 指定暴力団員は、その配下指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をする

強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあっせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを輔助してはならぬ。

2 公安委員会は、暴力団から離脱した者が就職の離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、暴力団員として見立てられる。

**第二十五条** 指定暴力団員は他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指

性について住民及び事業者の関心を高め並びに暴力団から離脱した者に対する援護に関する思想を普及するための啓発を広く行うものとする

(指詰めの強要等に対する措置)

**第二十六条** 公安委員会は、指定暴力團員が第二十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為に係る少年が困惑していると認めたときは、

することを命じ、又は当該行為が中止されるとを確保するために必要な事項を命ずることができる。

員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ぜることができる。

定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当

規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、

で期間を定めて他の指定暴力団員に対して指詰めをすることを強要し、若しくは勧誘すると又は指詰めに使用する器具の提供その他の行

内で期間を定めて、少年に対して入れ墨を施すこと、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘すること又は資金の提供、施

**第二十三条** 公安委員会は、指定暴力團員が第一  
命ずることができる。

必要な事項を命ずることができる。

当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めることは、当該指定暴力団員に対し、一年を超える間、毎月三十日以内に、年を三ヶ月

て、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超える

力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をするのを防止するために必要な事項又は他の指定暴力団員に対して同条の

は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するために必要な事項を命ずることができる。





道府県センター」という。)として指定することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であること。

二 次項第三号から第六号までの事業(以下「相談事業」という。)に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年、暴力団から離脱する意志を有する者又は暴力団の事務所の付近の住民その他の者(第三項において「相談の申出人等」という。)に対する助言について専門的知識経験を有する者として國家公安委員会規則で定める者(以下「暴力追放相談委員」という。)が置かれること。

三 その他次項に規定する事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るために広報活動を行うこと。

二 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談に応じること。

三 暴力団員による不当な行為に關する相談に応じること。

四 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。

五 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。

六 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏(相談の申出人等の生活と同一の生活又は業務の遂行の平穏が害されること)を防すること。

七 公安委員会の委託を受けて第十四条第二項の講習を行うこと。

八 不當要求情報管理機関(不當要求に関する情報の収集及び事業者に対する該情報の提供を業とする者をいう。)の業務を助けること。

九 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。

十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)

第三十八条に規定する少年指導委員に対し第四号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。

十一 前各号の事業に附帯する事業

二 都道府県センターは、相談事業を行ふに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならぬ。

三 都道府県センターは、相談事業を行ふに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならぬ。

四 都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めなければならない。

五 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要あると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

六 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

七 都道府県センターの役員若しくは職員(暴力追放相談委員及び第三十二条の五第三項第二号の弁護士を含む。)又はこれらの職にあつた者は、相談事業に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

八 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに對し、その業務の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。

九 第一項の指定の手続その他の都道府県センターに關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(適格都道府県センターの権限等)

第三十二条の四 次条第一項の規定により認定された都道府県センター(以下「適格都道府県センター」という。)は、当該都道府県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行ふ場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行ふこと。

前項第一号の業務規程には、差止請求関係業務に関する帳簿書類を作成し、これを

第三十二条の五 差止請求関係業務(前条第一項の権限の行使に関する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする都道府県センターは、国家公安委員会の認定を受けようとする都道府県センターは、国家公安委員会に認定の申請をしなければならない。

国家公安委員会は、前項の申請をした都道府県センターが次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方針その他の差止請求関係業務を適正に整備されること。

二 前条第一項の委託を受ける旨の決定及び当該委託に係る請求の内容についての検討を行ふ部門において暴力追放相談委員及び弁護士が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められること。

三 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

第三十二条の六 前条第二項の申請は、当該申請に係る都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を、国家公安委員会に提出してしなければならない。この場合において、公安委員会を経由して、国家公安委員会に提出してしなければならない。この場合において、公安委員会は、当該申請に係る事項に關する意見を付して、国家公安委員会に送付するものとする。

前項の申請書には、定款、前条第三項第一号の業務規程その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(認定の申請)

第三十二条の七 国家公安委員会は、第三十二条の五第一項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターの名称及び住所その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。

(認定の公示等)

第三十二条の八 適格都道府県センターは、その名称若しくは住所又は代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項に変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を記載した届出書を遅滞なく国家公安委員会に提出しなければならない。

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十二条の九 適格都道府県センターは、国家公安委員会規則で定めるところにより、差止請求関係業務に關する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。











<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十日までの間において政令で定める日</p> <p>二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日</p>	<p><b>附 則</b> (平成二十年五月一日法律第二八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日</p>
--	--

<p>一 目次の改正規定（第二節 事務所等における禁止行為等（第二十九条・第三十条）を改める部分に限る）、第九条の改正規定、第十五条の改正規定（見出しを削る部分を除く）、第四章に二节を加える改正規定、第十七条の改正規定、第三十四条第一項の改正規定、第三十五条の改正規定、第三十九条の改正規定（同条第十号中「第三十一条第一項」を「第三十二条の二第一項」に改める部分を除く）、第四十二条第三項の改正規定、第十四条の改正規定（第六章）を「この規章」に改める部分を除く）及び別表の改正規定（次号に掲げる規定を除く）公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 别表に二号を加える改正規定（同表第五十三条に係る部分に限る）電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二年六月二十四日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二年七月一〇日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
---	--

<p>二 别表に二号を加える改正規定（同表第五十三条に係る部分に限る）電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年六月二十四日法律第七七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
--	--

<p><b>第一条</b> この法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十一条の規定は、この法律の施行後に指定暴力団員が行った他人の生命、身体又は財産を侵害する行為について適用する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年六月六日法律第五二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二十年を経過した日から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六年を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年四月一日法律第二七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六年を経過した日から施行する。</p>
--	--



一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一条四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条第五十五条、第五十八条から第六十三条まで、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十条第四項及び第五项、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一项、第一百八十五条第七项から第七项まで、第十四项、第一百九十五条及び第三十一项、第一百九十七条の二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日  
(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 別表 (第二条関係)

一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）に規定する罪  
二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第五章、第七章、第二十二章、第二十三章、

三 第二十六条、第二十七条、第三十一章から第三十三章まで、第三十五章から第三十七章まで及び第四十章に規定する罪  
四 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和二十年法律第十四号）第七章に規定する罪  
五 労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第十三章に規定する罪  
六 職業安定法（昭和二十一年法律第一百四十一号）第五章に規定する罪  
七 児童福祉法（昭和二十一年法律第一百六十四号）第五章に規定する罪  
八 金融商品取引法第八章に規定する罪  
九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪  
十 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第六章に規定する罪  
十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十号）第六章に規定する罪  
十二 競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）第五章に規定する罪  
十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六章に規定する罪  
十四 建設業法第八章に規定する罪  
十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十章に規定する罪  
十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第五章に規定する罪  
十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八八号）第七章に規定する罪  
十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百三十三号）に規定する罪  
十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）第五章に規定する罪  
二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十九号）第五編に規定する罪  
二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七章に規定する罪  
二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第八章に規定する罪  
二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に規定する罪  
二十四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十一年法律第二百四十二号）第五章に規定する罪  
二十六 政令第三百十九号）第九章に規定する罪  
二十五 宅地建物取引業法第八章に規定する罪

二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十九章に規定する罪  
二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪  
二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第五章に規定する罪  
二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）に規定する罪  
三十 売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第二章に規定する罪  
三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪  
三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五号）第五章に規定する罪  
三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第八章に規定する罪  
三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第五章に規定する罪  
三十五 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）に規定する罪  
三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第八章に規定する罪  
三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第九章に規定する罪  
三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第五章に規定する罪  
三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第六章に規定する罪  
四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第七章に規定する罪  
四十一 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第三章に規定する罪  
四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十一章に規定する罪  
四十三 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六編に規定する罪  
四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第五編に規定する罪  
四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第六章に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪  
四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第二章に規定する罪  
四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第六章に規定する罪  
四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）第七章に規定する罪  
五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八章に規定する罪  
五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第八章に規定する罪  
五十二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十五年法律第八十七号）第六章に規定する罪  
五十三 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第六章に規定する罪  
五十四 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第七章に規定する罪  
五十五 会社法第八編に規定する罪  
五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に規定する罪  
五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪  
五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五章に規定する罪  
五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪  
六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪